

三宅村農業基本構想

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)

平成26年9月変更

東京都三宅村

	第1章 基本構想策定の趣旨	
第1	基本構想策定の目的	1
第2	基本構想の性格	1
第3	目標年度	1
第4	基本構想の構成	1

	第2章 三宅村農業基本構想	
第1	三宅村における農業の現状及び課題	2
1	三宅村の概要	2
2	三宅村の農業をとりまく状況	4
3	三宅村の農業	6
第2	農業振興の基本的視点と目標	10
1	農業振興に向けた目標	10
2	農業経営の基盤の強化の促進に関する目標	11
3	農業振興、経営体育成の具体的目標	12
4	三宅村農業の経営目標	13
5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	14
第3	目標達成への具体的内容	15
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16

	第3章 農業経営基盤強化促進事業	
第1	利用権設定等促進事業に関する事項	16
第2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	21
第3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
第4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	23
第5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	24
第6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	24

	第4章 農地利用集積円滑化事業	
第1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	25
第2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	25
第3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	25

	第5章 その他	29
--	---------	----

別紙1	(第3章の第1の(6)関係)	30
別紙2	(第3章の第1の2関係)	31

第1章 基本構想策定の趣旨

第1 基本構想策定の目的

21世紀を迎え、社会・経済が大きく変化していくなかで、食の安全性の確保と国内自給率向上が問題となっています。

このような情勢の中で、三宅村は平成12年6月に始まった噴火災害による「全島避難指示」も平成17年2月をもって解除され、島民は避難前の生活を取り戻しつつあります。

被災前の三宅島農業は、野菜類を中心にした農産物の供給などによって島民の消費生活の安定・向上に大きな役割を担ってきました。また、農業者をはじめ関係団体や行政が一体となって農業の振興に向けた様々な取り組みを行った成果として、経営規模の拡大および施設園芸への進捗が図られ、生産は順調に成長し、三宅島の地場産業の一つとして第一次産業の発展に大きく寄与してきました。

しかし、噴火災害が与えた影響は大きく、三宅島全域の農地や農業用施設等の生産基盤が壊滅的な被害を受けました。

そこで、三宅村は帰島後すぐに「農地災害復旧事業」によって高濃度地区を除いた島内農地及び農道等の基盤施設の復旧整備を行いました。

また、これからの農業は、観光業などの他産業と連携をとりながら三宅島の基幹産業として再構築していくことが必要となるため、地域住民の農業への関わりを更に発展させるとともに、「島ぐるみで農業、営農支援」という新しい理念の基に取り組んでいきます。

このため、三宅村農業基本構想（以下「基本構想」といいます。）を策定し、第5次三宅村総合計画で定める「あなた（ワレ）が笑顔で暮らす島」の実現を目指して、村民の期待に十分に込められる三宅島の農業の再建と発展の方向を明らかにし、効率的かつ安定的な「農業経営体」を育成するために、長期的視点に立って振興施策を進めていきます。

第2 基本構想の性格

- 1 この基本構想は、第5次三宅村総合計画に掲げた「島に誇りと愛着をもつ人づくり」、「島の文化を発信する生きがいづくり」、「支え合いコミュニティづくり」、「快適な暮らしづくり」、「災害に強い島づくり」、「自然と共生した産業基盤づくり」及び「島づくりの推進のために」の基本方針を踏まえ、その具体的施策として村が目指す目標と振興の方向性を明らかにし、帰島後における「基盤整備」「農業者対策」「生産および流通対策」等について、実施すべき施策を示した長期計画です。
- 2 この基本構想は、効率的かつ安定的な「農業経営体」を育成するために、その計画目標を明確にするとともに、農業者や農業団体に対する三宅島農業の振興および地域の振興を推進するための指針とし、更に、農地の使用貸借や所有権移転を村の農業経営基盤強化促進事業で積極的に取り組んでいく内容とし、その積極的な参加と協力を求め、これを実践していくものです。

第3 目標年度

この基本構想の目標年度は、概ね10年後の平成31年度を目途としています。

第4 基本構想の構成

この基本構想は、三宅村全体に係わる記述として「農業の現状と課題」「農業振興の基本的視点と目標」「目標達成への具体的施策」などについて、また、農地の流動化に関する記述として「農業経営基盤強化促進事業」などについての、5章で構成されています。

第2章 三宅村農業基本構想

第1 三宅村における農業の現状及び課題

1 三宅村の概要

(1) 立地条件

私たちの三宅島は、東京の南方約180kmの洋上にあつて伊豆諸島のほぼ中央に位置します。面積55.5km²、周囲35kmで中央部に雄山（標高723m：H14.12月現在）を有して楕円錐形をなした富士火山帯に属する活火山の島（最近での噴火歴は昭和15年、37年、58年、平成12年）です。また、伊豆諸島の中でも極めて自然が豊かであるため、昭和39年に富士箱根伊豆国立公園に指定されています。

三宅島には15世紀後半に集落が誕生し、その後の歴史的な経緯を経た中で神着村、伊豆村、伊ヶ谷村、阿古村、坪田村の5つの基礎集落から村が形成されていましたが、昭和21年に3村（神着村、伊豆村、伊ヶ谷村）が合併し、続いて昭和31年には更に合併（旧三宅村、阿古村、坪田村）が行われ、現在の三宅村として一つになりました。

一次生活圏である5つの集落は、海岸に沿って形成され、島の循環道路（都道）で結ばれており、コミュニティ単位は三宅地区（神着地区・伊豆地区・伊ヶ谷地区）、阿古地区、坪田地区の3地区になります。

島内の主たる公共施設の分布を見ると、三宅地区には三宅支庁、警察署、測候所、保健所や中央診療所のほか、発電施設、電話の通信局などがあります。

阿古地区には漁港・漁業施設や温泉を利用した「ふるさと体験ビレッジ」などの観光施設のほか、特別養護老人ホームがあります。

また坪田地区には村役場や港湾や空港施設、三宅島の自然環境の紹介などを目的に設立された「アカコッコ館」という観光拠点施設が整備され、島民等に対して公共サービスを提供しています。

地形は、島の西側に面した一帯地域は切り立った急峻な地形が海岸にまで達するものの、そのほかの島内一円における海岸から雄山中腹付近までの間は比較的なだらかな地形で、噴火に伴う溶岩地帯などを除いた地域の殆どが農地であり、各地区における優良農地を積極的に集約して農業振興地域に指定し、基盤整備とあわせた農地の有効利用を進めていました。

(2) 気象条件

三宅島の気候は、黒潮（暖流）の恩恵を受けた比較的温暖で多雨な海洋性気候であり、年平均気温は10℃を下らないため、霜や雪など見ることはほとんどありません。

また、夏場の高温期においても28℃程度で推移しており、年間気温の較差は比較的小さくなっています。

しかし、季節を通して多湿で雨が多く、年間の平均降水量は約3,000mm程度となっております。特に5月から7月上旬にかけての梅雨の時期や9月から10月の台風の時期が顕著です。（表-1）。

表－1 三宅島の気象概況（年・月ごとの平均値）

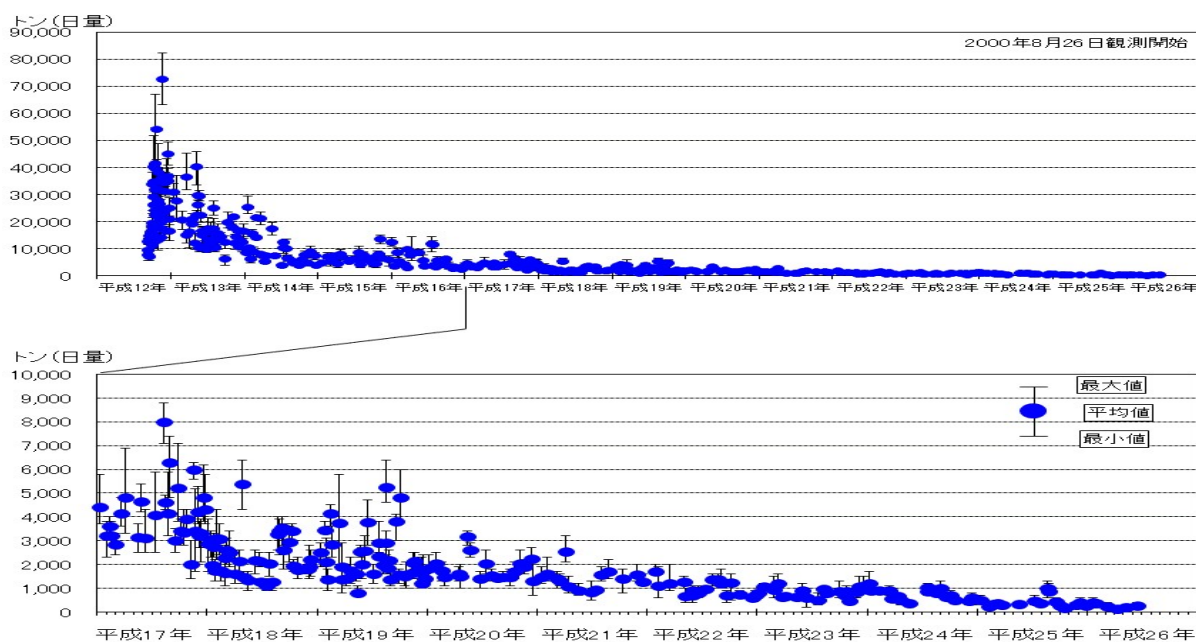
要素 月	降水量 (mm)	気温 (°C)			相対湿度 (%)	日照時間 (時間)
		平均	最高	最低		
1月	144.3	9.8	11.9	7.0	64	117.9
2月	171.6	9.6	11.9	6.6	65	119.5
3月	275.2	11.9	14.5	8.8	69	125.9
4月	230.9	15.6	18.4	12.5	73	165.5
5月	250.6	18.9	21.6	16.0	78	174.1
6月	343.6	21.6	24.1	19.2	84	129.8
7月	207.6	25.0	27.3	22.9	86	177.4
8月	231.4	26.2	28.8	23.9	85	225.6
9月	348.2	24.2	26.4	22.0	82	135.3
10月	383.3	20.4	22.5	17.9	76	109.2
11月	225.2	16.5	18.7	13.7	70	109.0
12月	140.3	12.3	14.4	9.4	66	121.1
年平均	2,952.2	17.7	20.4	15.0	75	1710.3

(気象庁データベース参照：1981～2010年の30年間平均)

(3) 火山ガス放出量の推移

三宅島においては平成12年から始まった噴火災害において、現在も継続しているのが「火山ガスの大量放出」による影響です。主な成分としては二酸化硫黄（SO₂）であり、風向きによって島の全地区に影響をあたえます。その影響については、農作物（特にレザーフアン等）などが晒されると葉先などが枯れて商品として出荷できないなどの被害をもたらします。また農業だけでなく一般生活においてもガス濃度の高い地区（坪田高濃度地区）は住民の居住が禁止されていましたが、放出量について年々減少する傾向であり、長期的健康影響基準の年平均地を下回ったことから、平成25年7月に高濃度地区が解除されて、準居住地区となっております。

表－2 三宅島の火山ガス（二酸化硫黄）の放出量



(気象庁データベース参照：三宅島の二酸化硫黄放出量)

(4) 交通条件

本土との交通経路は空路と海路があり、平成11年の経路別の人員輸送状況は航空機が25%、船舶が75%となっています。

全島避難前には、空路は羽田と三宅島を約50分で結ぶYS-11型機が1日に2往復就航していましたが、三宅島空港の立地条件などから気象の影響により就航率が低い問題がありました。帰島後には後継機としてDHC-8（ダッシュー8）が導入され1日1往復就航していましたが、火山ガスの影響によって就航率は低く、特に冬場の西風が吹く季節は著しく低下していました。平成26年4月からは調布と三宅島を約50分で結ぶドルニエ228-212型機で1日3往復就航しています。

海路では、東京（竹芝桟橋）～三宅島～八丈島を運行する定期船が1日1往復就航し、生活資材や生産物を搬送していましたが、所要時間に6時間半を要するほか台風・低気圧の影響による欠航や海上模様の荒天による荷傷み等のため、鮮度保持に支障をきたしています。

また、各島しょとの交通経路もあり、東京愛らんどシャトルにより青ヶ島、八丈島、御蔵島、大島、利島を毎日運行しています。

2 三宅村の農業をとりまく状況

(1) 人口

三宅村の人口は昭和30年のピーク時には7,131人を数えましたが、その後の昭和37年の噴火や都市への人口集中化によって島外流出が激化し、昭和55年までは激減傾向が続き4,507人まで減少しました。その後も減少率は鈍化したものの、都内での就職・就学の傾向は依然として続いていることもあり減少の一途をたどっています(表-2)。

また、平成25年1月の住民基本台帳では、人口は2,782人であり、男性1,494人、女性1,288人です。その中で約3人に1人が65歳人口となり、36.2%(1,008人)で、高齢化が進んでいます(表-3)。

なお、このような状況にある中で、三宅村では、将来人口(2021年)3,000人を目標に様々な地域振興策を進めていきます。

表-3 人口及び世帯数の推移

年次	区分	世帯数 (戸)	人口 (人)		
			男	女	計
S30		1,774	3,520	3,611	7,131
S40		1,654	2,885	2,972	5,857
S50		1,744	2,429	2,508	4,937
S60		1,842	2,163	2,189	4,352
H2		1,854	2,064	2,107	4,171
H7		1,932	1,984	2,070	4,054
H12		1,957	1,927	1,918	3,845
H15		1,773	1,704	1,747	3,451
H20		1,769	1,556	1,341	2,897
H25		1,735	1,494	1,288	2,782

住民基本台帳

表－４ 人口の推移及び高齢者（65歳以上）比率 (単位：人、%、戸)

区 分	S45	S55	S60	H 2	H 7	H12	H15	H20	H25
総 数	5,071	4,507	4,352	4,171	4,054	3,845	3,451	2,897	2,782
高齢者率	9.5	13.0	14.7	18.6	23.6	29.0	34.3	36.5	36.2

住民基本台帳

(2) 産 業

三宅村の生活活動の主体は、第3次産業のサービス業、第2次産業の建設業、第1次産業の農業・漁業となっています。

表－５ 産業別就業者構造の推移 (単位：人)

区 分	S45	S55	S60	H 2	H 7	H17	H22
一次産業	654	349	307	324	305	80	105
農業	488	220	212	239	219	51	63
林業	10	2	5	2	8	2	11
水産業	156	127	90	83	78	27	31
二次産業	343	388	501	387	440	320	317
三次産業	1,180	1,378	1,346	1,282	1,287	889	1037
合 計	2,177	2,115	2,154	1,993	2,032	1,289	1,499

※平成22年合計1,499人には分類不能40人が含まれている。(H22 国勢調査)

①水産業

三宅島の漁業は黒潮の恩恵を受け、伊豆諸島海域という日本でも屈指の漁場環境にあり、曳き縄漁業や底釣り漁業などの釣り漁業をはじめ、刺網漁業や定置網漁業などの網漁業、根磯の採介藻漁業が行われています。

しかし、火山活動による被害の影響は大きく、大量の降灰や土石泥流の海底堆積によって根磯漁場の荒廃が著しく、特に島の漁獲物で大きな割合を占めていたテングサ漁業については、被害が甚大で避難前の10分の1程度に減少しています。

また、漁業を取り巻く環境は、漁場環境の変動による漁獲の低迷、国際的な原油の高騰による漁家経営の圧迫、漁業者の高齢化・後継者不足など、厳しさを増してきている状況にあり、観光業を主体にした他産業との共存の中での振興を展開していきます。

②観光業

三宅島は富士箱根伊豆国立公園に属し、美しく魅力ある自然環境が多く残され、釣りやスキューバダイビング、野鳥、魚介観察を中心とした自然体験型の観光地です。

しかし、観光する時期に偏りがあり、7～9月の3ヶ月間に4割強が集中する夏期集中型となっています。観光客数の推移は、離島ブームに沸いた昭和48年の年間14万人を境に暫時下降傾向を示し、昭和55年の110,220人をピークに昭和60年代に入ってから8万人を前後して、ほぼ横ばいで推移しており、平成11年では79,250人となっています。

避難指示が解除された平成17年度は29,802人、平成19年度においては41,295人となり徐々に避難前の状況に戻りつつありましたが、平成25年度では33,489人となり、観光客数が減少しております。

第5次三宅村総合計画において、観光業は基幹産業であり火山、海、野鳥などの自然を有効に活用した魅力的な観光プログラムが盛んになっているところです。また、平成23年度に策定された第2次三宅村観光振興プランを基軸として、島内の伝統的な行事にも観光客を参加させる仕組みを構築し、島の経済の活性化を目指すとともに新たな観光資源を発掘しな

がら、より多くの来島者の誘致および滞在期間の増加を推進していく施策を展開していくこととしています。

3 三宅村の農業

三宅村の農業は、昭和30年から40年代においては、当初終戦後の自給自足の増産を追求したサツマイモ、サトイモ、陸稲、粟などの従来からの一般作物が耕作されていましたが、次第にレタス、セロリ、キヌサヤエンドウなど、島外出荷を目的にした作物が全島に普及しました。また、第一次構造改善事業の導入によって村営牧野および製酪工場の整備が進められ、搾乳や乳用牛生産の酪農も全島的に盛んに行われ重要な産業の一役を占め、その結果、換金農業へと大きく転換していくことになりました。

昭和40年から50年代は、出荷作物のレタス、セロリは他の競合産地に押されることになりましたが、キヌサヤエンドウは主要特産品として定着し、その後の第二次構造改善事業や新農業構造改善事業などによって農道、農地、農業用水施設等の生産基盤の環境整備が進むと同時にパイプハウスが普及し、レザーファン、ドラセナ、ルスカスなどの花き、観葉類の高換金作物や島内消費野菜の導入と施設栽培が進みました。昭和58年には、噴火災害によって阿古および坪田地区の農地が降灰による被害を受けましたが、災害復旧事業により短期間で復興しました。

平成に入ってから、北部地区にも農業用水施設が整備されるなど、更なる生産基盤の整備が全島にわたって進み、収益性が高く比較的相場が安定したレザーファンなどの花卉・観葉類の施設園芸が定着し、アシタバ栽培も全島に拡大するなど農業形態が一変し、農業生産額が増大しました。

そこで、新たな流通体制への取り組みとして共販出荷や認定農業者制度等が地域農業に浸透し始めてきた矢先、平成12年6月に始まった雄山の火山活動により全島民が島外避難することとなってしまいました。

帰島後、三宅村は農業の着実な再生・復興を進めるべく国の災害復旧事業を導入し、火山ガス高濃度地区を除く全地区で被災農地や生産基盤施設等の復旧工事を行い、約95haの農地が復旧されました。復旧農地では特産のアシタバやサトイモ（通称：赤芽イモ）等の栽培が行われています。また花き類等の施設園芸についても栽培再開しておりますが、避難前の主力であったレザーファンは火山ガスに弱く栽培が難しい状況となっております。

そこで、東京都三宅支庁及び東京都島しょ農林水産総合センター三宅島事業所（以下「東京都」いう。）・村・農協・施設園芸農家で構成した「三宅村作目等選定・導入検討委員会」において火山ガスに耐性のある品目を選定するべく試験栽培を行いました。

これまでの調査から、キキョウラン、ドラセナ、クッカバラ等の品目がガスに対して耐性があることが判明しました。今後はそれらの品目の市場価値について検証し、島内園芸農家に普及していこうと考えております。

(1) 農地

農地は、三宅地区、阿古地区、坪田地区ともにゆるやかな傾斜地と平坦地にあり、台風、季節風の被害を避けるため防風林を備えています。阿古地区、坪田地区では、かんがい施設の整備が早かったため、施設園芸が盛んに行われており農地の利用率が高く、三宅地区は平坦で優良な農地が多く野菜類の露地栽培から花卉類を主体とした施設園芸栽培等へ普及し始めていました。

しかし、噴火災害が農地に与えた被害は大きく、大量の降灰や泥流等の堆積、長期放置による雑草の繁茂等により荒廃してしまいました。

帰島後は災害復旧事業によって高濃度地区（阿古高濃度地区及び坪田高度地区）以外の農地については復旧し、伊豆地区と伊ヶ谷地区においてはかんがい施設も復旧整備しました。

坪田地区については、平成22年度にかんがい施設を整備し、農地へ農業用水を供給しています。また、火山ガスの高濃度地区（三池地区、沖が平地区）が存在していましたが、平成25年度に解除されました。

阿古地区については高濃度地区の解除に伴い、施設の被害状況（貯水池本体から末端の配管も含める）や供給が必要な農地の調査も含めて、かんがい施設の復旧整備を推進していきます。

表-6 耕地面積の推移

単位：h a

区 分	耕地面積	内 訳		
		普 通 畑	樹 園 地	牧 草 地
S 4 5	3 1 0	3 0 2	8	—
S 5 0	3 1 4	1 6 8	2 8	1 1 8
S 5 5	3 0 2	1 5 5	2 9	1 1 8
S 6 0	2 7 6	1 6 1	3 0	8 5
H 2	2 6 9	1 5 6	2 7	8 6
H 7	2 4 9	1 5 8	1 5	7 6
H 1 2	2 4 8	1 5 6	1 5	7 7
H 1 9	9 5	9 3	2	—
H 2 2	9 9	9 9	—	—

耕地面積統計

(2) 農 家

農家数は118戸（平成22年）で平成12年と比較して41%、81戸が減少しています。全農家数に占める兼業農家の割合は72%と全体の半数以上を占めており、平成12年度と比較すると32%、40戸が減少しています。これは、全島民島外避難が長期化した事により、避難解除した後も島外に生活の拠点ができたことによる人口の流出になっています。高齢化が進む農家では後継者対策が課題となっています（表-7）。

表-7 専兼業別農家数の推移

単位：戸、%

種別 年次	総 数	専 業		兼 業			
				第1種		第2種	
S 4 5	5 4 2	9 8	1 8 . 1	1 8 3	3 3 . 8	2 6 1	4 8 . 1
S 5 0	2 8 1	4 1	1 4 . 6	4 0	1 4 . 2	2 0 0	7 1 . 2
S 5 5	4 6 6	5 0	1 0 . 7	3 9	8 . 4	3 7 7	8 0 . 9
S 6 0	4 7 4	5 7	1 2 . 0	3 6	7 . 6	3 8 1	8 0 . 4
H 2	3 0 4	1 0 1	3 3 . 2	1 3	4 . 3	1 9 0	6 2 . 5
H 7	2 5 8	1 1 4	4 4 . 2	2 5	9 . 7	1 1 9	4 6 . 1
H 1 2	1 9 9	7 4	3 7 . 2	9	4 . 5	1 1 6	5 8 . 3
H 1 7	—	—	—	—	—	—	—
H 2 2	1 1 8	3 3	2 8 . 0	1	0 . 8	8 4	7 1 . 2

農林業センサス

(注) H12年度からの第2種兼業農家数には、自給的農家戸数を含む。

H17年度については、調査対象期間中に全島避難期間が含まれるため、調査対象から除外された。

(3) 生産と流通

三宅島の農業生産額は、昭和45年の2億8,700万円から昭和55年には5億1,200万円とほぼ倍増となる伸びを示しましたが、これは昭和34年頃から導入されて一大換金作物として全島で盛んに栽培されたキヌサヤエンドウの生産が順調に伸びたためです。しかし農家の生産体系は、多大な労働力を必要とするキヌサヤエンドウ栽培から少労働力で高収益な寒小菊やブバルディアなどの切り花に続き、ドラセナ、ルスカス、レザーファン等の観葉花卉類の施設園芸のほか、アシタバ栽培に転換され、その生産額は5億円台で推移してきました。

三宅村では、この農家の動向に合わせてレザーファンなどの母樹導入の補助等を積極的に推進した結果、花卉類が2億4,600万円、アシタバ等の野菜類が2億7,900万円となり、イモ類等と併せて6億円近い生産額となりました。

この結果は三宅島の主要農産物の生産体系が就業者の高齢化に順応した低労力で高収益を目指すものであることを証明するものでした。(表-7)。

帰島後、災害復旧事業によって作付けが可能となった農地では比較的ガスに強いアシタバや赤芽イモ、または焼酎原料用のサツマイモ等の作付けが多く成されています。生産流通体系の整備については、アシタバのコールドチェーン化を実施するために保管用の予冷库と海上運送用の保冷コンテナを整備しました。また出荷先についても従来の青果市場だけでなく大型チェーン店への直販も実施し、全島避難によるブランクの回復や価格の安定化を図るため、生産者組織づくりや出荷体制の確保に努め共選共販を促進し、市場ニーズに即した農産物の安定供給に併せた生産、出荷計画を調整しています。

また、時間や鮮度保持などのリスクを持つ海上輸送からジェット機の就航を見据えた高速輸送など流通体制の見直しによる販路の開拓整備が必要です。

表-7 農業生産額

単位：百万円

	野菜	茶	果実	花卉	イモ類	養蚕	畜産	計
S45	128	4	5	2	61	1	86	287
S50	168	19	5	3	86	1	100	382
S55	219	37	10	85	76	1	84	512
S60	141	50	3	110	82	1	39	426
H2	142	25	6	225	59	—	43	500
H7	119	13	2	261	19	—	25	439
H11	279	6	7	246	31	—	10	579
H18	60	—	—	—	50	—	1	111
H19	98	—	—	5	27	—	1	131
H23	158	—	17	75	33	—	0	283

農林統計三宅地区協議会

表－8 近年の主要農産物の生産額の推移

単位：百万円

年度	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 8	H 1 9	H 2 3
粗生産額	548	643	579	111	131	283
アシタバ	124	167	139	29	71	116
キノコ類	19	24	21	5	6	11
いも類	31	31	31	50	27	33
レジャーファン	153	166	161	—	3	20
タマシダ	12	47	34	—	—	—
その他の 花卉	64	57	52	—	2	55
茶	6	6	6	—	—	—
畜産	11	13	10	1	1	0
その他	128	132	125	25	21	48

農林統計三宅地区協議会

(4) 現在までの農業施策の取り組み状況

昭和46年～49年

第2次農業構造改善事業（国庫補助事業）

農道整備 3,000m

農地造成 35 ha

野菜苗供給施設建設 3棟（600㎡）

農産物集荷施設建設 1棟

昭和48年～平成6年

公共土地改良事業（国庫補助事業）

農道整備 8,957m

坪田地区畑地灌漑施設整備 16ha

阿古地区畑地灌漑施設整備 15ha

伊豆地区畑地灌漑施設整備 27.7ha

昭和58年～平成元年

新農業構造改善事業（国庫補助事業）

農道整備 1,456m

阿古地区畑地灌漑施設整備 5.5ha

農産物集荷施設建設 2棟（374㎡）

畜産物処理加工施設建設 1棟（277㎡）

農畜産物処理加工施設建設 1棟（270㎡）

坪田地区畑地灌漑施設整備 9ha

堆肥センター建設 1棟（216㎡）

平成7年～平成11年

公共土地改良事業（国庫補助事業）

神着地区畑地灌漑施設整備 15.6ha

平成17年～平成18年

農地等災害復旧事業（国庫補助事業）

復旧面積（85ha）

山村・離島振興施設整備事業（都単補助事業）

パイプハウス等（H17：59棟 H18：35棟）

アシタバ加工機械整備（H17：ボイラー等 H18：乾燥機等）

共同利用農業機械整備（H17：トラクター等 H18：給水車等）

三宅島特産農産物種苗供給事業（都単補助事業）

花卉・観葉植物類（H17：ルスカス H18：キョウラン・クッカハラ等）

野菜・果樹類（H17：アシタバ・ダイダイ）

平成19年～平成20年

山村・離島振興施設整備事業（都単補助事業）

パイプハウス等（H19：22棟 H20：20棟）

	三宅島特産農産物種苗供給事業（都単補助事業） 花卉・観葉植物類（H19 カター・モンステラ等）
平成21年	農地等災害復旧事業（国庫補助事業） 復旧面積（3.7 ha） 山村・離島振興施設整備事業（都単補助事業） パイプハウス等（H21：42棟）
	三宅島特産農産物種苗供給事業（村単補助事業） 花卉・観葉植物類（H21 ドラセナ・キキョウラン等）
平成22年～平成25年度	山村・離島振興施設整備事業（都単補助事業） パイプハウス等（H22：10棟 H23：22棟 H24：30棟 H25：12棟） 農業用水施設（貯水槽）附帯施設 1棟 小規模土地改良事業（都単補助事業） 八重間農業用水施設電気設備、送水管他 農地等災害復旧事業（国庫補助事業） 笠地貯水池取水口設置 農地等災害復旧事業（都単補助事業） 笠地パイプライン敷設 農山漁村活性化プロジェクト交付金事業 カヤバ農道改修 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 笠地送水管測量試験、改修

第2 農業振興の基本的視点と目標

1 農業振興に向けた目標

(1) 火山ガスに対する営農対策

三宅村農業委員会、東京都、農業協同組合等との十分な連携の下で濃密な指導を行うための支援体制強化を図るとともに、島内農業経営の中核となる施設園芸農家で構成した「三宅村作目等選定・導入検討委員会」を中心に火山ガスに耐性があり、ある程度換金性が高い花卉作物の導入・試験栽培及び出荷を行うことにより、将来における農業経営の標準的な形態を確立していきます。

(2) 農業用水の供給

施設園芸に不可欠な農業用水施設の整備については、西原貯水池及び流路等を対象とし、平成19年度から伊豆・伊ヶ谷地区においては給水を開始しています。

坪田地区については八重間農業用水施設（ポンプ及び配管）を整備し平成22年度より給水を開始しています。

避難前に最も施設園芸が盛んであった阿古地区については、火山ガス高濃度地区の規制が解除されたため、貯水池本体から末端配管までの復旧工事が完了し、平成24年度より給水を開始しています。

また神着地区についても施設園芸農家が少ないため簡易貯水槽や溜め井戸で対応して行きます。

農業用水配管が敷設されていない場所での園芸施設は、ラバーシート製の溜め井戸を使って水を確保しています。また夏場の渇水期には給水車を使って西原貯水池から水を運搬します。

(3) 島内農業者の確保

減少する農業者を確保するため、東京都立三宅高等学校の農場敷地内に「三宅島農場」を設置しました。これは高齢者の雇用場所として機能するだけでなく、新規就農者の研修施設としても利活用していきます。また定年退職を向かえた団塊の世代をターゲットに農地を斡旋し遊休農地の有効活用を行っていきます。

2 農業経営の基盤の強化の促進に関する目標

(1) 農地の有効利用と優良農地の保全

利用権設定等の促進事業などを活用するとともに農家への啓蒙・普及に積極的に取り組み、未利用農地を有効利用しながら生産性の高い優良な農地の保全・活用を図っていきます。

(2) 農業所得の向上と労働時間の短縮

三宅島の基幹的作物は、「レザーファン」、「ドラセナ」や「タマシダ」などの切り葉類、および野菜類の「アシタバ」や「キヌサヤエンドウ」などが定着し生産の主要を占めていました。これらを基本的な振興作物とするものの、レザーファンは火山ガスに弱いため施設園芸を主体とする農家にはガスの影響が比較的少ない地区での営農活動を推進し、それが経営上難しい農家に対しては、新たにガスに耐性が認められ、ある程度の収益性が見込め、かつ軽微な栽培施設・技術で容易に振興が図れる切花類の積極的な導入を推進していきます。

また、より効率的・省力的な農作業の研究に取り組むとともに、雇用労働力を導入した企業的な農業の経営手法や家族経営協定などによって、農作業に係わる労働時間の短縮を推進します。

(3) 生産基盤の整備

三宅島の気候・風土に適した農業の振興を目指し、営農諸施設および農業用水施設や農道と併せて集団的農地の整備を進めます。

(4) 生産者組織の整備・強化

農家同士が連携と協力を図る中で、個々の経営の実態や改善策などの調査研究に取り組めます。

また、より一層の経営の安定向上と連帯意識の強化を目指しながら三宅島農業者のけん引役を担っていく認定農業者を組織化し、産地間競争や価格安定に対応するため共選共販を目指した出荷組織の整備強化を図ります。

(5) 他産業と連携した新たな農業の展開

三宅島の産業振興は、農・漁業の第一次産業間のみならず、観光・商工業が協調の基に観光業を機軸にして島づくりを展開していきます。他産業との連携を図ることによって、農・水産物や開発特産品の朝市での観光客や島民への食材提供を行うほか、切花等については贈答用のお土産物としても活用していきます。

また、地域農業への意識の高揚による後継者対策を図るため、学校給食に地場産物を活用し、島内消費の拡大を推進していきます。

さらに、三宅島農場を活用し展示圃場や農業景観の提供、体験農業によるグリーンツーリズムに取り組んだ観光農業を推進していきます。

(6) 地産地消の取組みに向けて

地元産野菜は、「鮮度」、「安心・安全」、「旬」などが魅力であり、仕入品は「手軽さ」、「便利さ」が魅力となっている。それぞれが不足する魅力を補完しあい、三宅村の食生活を支えています。

三宅島のイベントである産業祭や島市で島内農産物は人気があることから、計画的に島内で流通させるために、平成26年7月に農業者を中心に三宅島地産地消部会

を設立し、農協等で島内農産物コーナーを設けて販売を開始いたしました。

今後は、さらなる地域経済の活性化へとつながる地産地消が求められており、そのためには商店との連携による地産地消の仕組みづくりを推進し、規模の拡大に取り組んでいきます。

(7) 新たな農業就労者の確保

三宅島の農業者は高齢化が進行し島内で労働力を確保することは困難です。そこで島内においては土木業関係等で退職する団塊世代をターゲットに農地の斡旋を行ない、新たな労働力として農業に従事してもらえるよう基盤整備します。

また島外からも労働者を呼び込めるように働きかけるとともに、島内で生産できる作物の栽培体系計画と、経営モデルを示したリーフレットを作成し、新規就農者等にPRしていきます。その際に問題となる住居の問題については、各地区の使用可能な空き家を調査し借用できるよう仲介していきます。

さらに農業だけではなく水産業も含めた一次産業の労働者を確保するために、専用住宅の整備について東京都等へ要望していきます。

(8) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

三宅村の平成25年度の新規就農者は2人であり、平成24年度新規就農者では1人となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって農業の担い手を確保する必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、三宅村においては年間3人の当該青年等の確保を目標とします。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

三宅村における新規就農者への支援体制については、新規就農者パンフレットを活用しつつ、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、東京都島しょ農林水産総合センター三宅事業所、JA 東京島しょ等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

3 農業振興、経営体育成の具体的目標

(1) 三宅村の農業粗生産額

現在の三宅島では火山ガスの影響や農家の高齢化によって生産量は著しく低下しています。特に避難前の基幹作物であったレザーファンは火山ガスに弱い単品による営農はリスクが高い状況にあります。

しかし、もう一つの基幹作物であるアシタバは比較的ガスに強い栽培が容易に行えます。また販売についても既存の青果市場だけでなく大手流通店等の新たなルートが確立され経営の安定化が図られています。

このような地域の農業形態の現状及びその見通しのもと、農業が職業として選択可能であり、やりがいのある産業となるよう、将来（概ね10年度）の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成していきます。

具体的な経営指標については、本格的な営農を再開し始めてから間もない事や火山ガス等により経営が安定していないことを考慮し、三宅島周辺の島々の基本構想及び「東京都農業振興プラン」の経営体モデルを参考にしつつ、農業経営の発展を目指して農業を主業とする農業者が、三宅島における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農

業所得（農家一経営体あたり概ね300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が三宅村農業の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。（表－9）

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

青年新規就農者についても、三宅島における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（農家一経営体あたり概ね300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が三宅村農業の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。（表－9）

4 三宅村農業の経営目標

表－9 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
N o 1 アシタバ 生食用 (露地)	<作付面積等> アシタバ 60 a <経営面積> 60 a	<資本装備> 管理機械 軽4輪トラック 作業舎	・青色申告の実施 複式簿記記帳による 経営と家計の分離を 図る ・パソコンの導入	休日制、給料制 の導入 農繁期に臨時雇 用の導入
N o 2 切り葉 (施設) + 球根切花 (施設)	<作付面積等> キキョウラン(施設) 5 a レザーファン(施設) 5 a その他切葉(施設) 5 a 球根切花(施設) 5 a <経営面積> 20 a	<資本装備> パイプハウス 管理機械 軽4輪トラック 作業舎	・青色申告の実施 複式簿記記帳による 経営と家計の分離を 図る ・パソコンの導入	休日制、給料制 の導入 農繁期に臨時雇 用の導入
N o 3 キヌサエントウ (施設) + 施設果樹	<作付面積等> キヌサエントウ(施設) 7 a パッション(施設) 10 a <経営面積> 17 a	<資本装備> パイプハウス 管理機械 軽4輪トラック 作業舎	・青色申告の実施 複式簿記記帳による 経営と家計の分離を 図る ・パソコンの導入	休日制、給料制 の導入 農繁期に臨時雇 用の導入
N o 4 アシタバ 生食用(露地) + サトイモ + 施設野菜	<作付面積等> アシタバ 20 a サトイモ 20 a トマト(施設) 5 a <経営面積> 45 a	<資本装備> パイプハウス 管理機械 軽4輪トラック 作業舎	・青色申告の実施 複式簿記記帳による 経営と家計の分離を 図る ・パソコンの導入	休日制、給料制 の導入 農繁期に臨時雇 用の導入

※農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標についても準ずる。

表－１０ 作目別経営指標

経営類型	作 目	生産量 ／10 a	単 価 円	売上高 千円	経 費 千円	所得(千円) 所得率	労働時間 ／10 a
施設野菜	キヌサントウ	1,800 kg	1,500	2,700	1,134	1,566 58%	1,200 時間
露地野菜	アシタバ	1,500 kg (9375 袋)	625 (100)	938	413	525 56%	800 時間
	サトイモ	2,000 kg	500 円/kg	1,000	400	600 60%	168 時間
施設切葉	レターファン	100,000 枚	30	3,000	1,500	1,500 50%	600 時間
	キョウラン	60,000 枚	50	3,000	1,399	1,601 53%	360 時間
	その他切葉	100,000 枚	27	2,700	1,311	1,389 51%	280 時間
施設果樹	パッションフルーツ	15,000 個	200	3,000	1,110	1,890 63%	360 時間
施設切花	球根切花	30,000 本	150	4,500	2,475	2,025 45%	600 時間
施設野菜 (混)	トマト	10,000 kg	250	2,500	1,000	1,500 60%	973 時間

５ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

三宅島においては噴火災害（降灰・泥流・長期放置等）により全ての農地が使用困難な状況になりました。そこで、効率的かつ安定的な農業経営が、三宅村の農用地の利用に占める面積のシェアの目標については「災害復旧事業によって復旧した農地」や農家自ら復旧した「自力復旧農地」を基準とし以下のとおりとしました。

安定的な農業経営を考慮し、火山ガス高濃度地区内にある農地については対象外としました。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	13%
--------------------------------------	-----

また、農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めます。

(2) 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、三宅村担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進します。その際、三宅村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者を

はじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、三宅村域担い手育成総合支援協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織（「担い手部会」）を必要に応じて設けます。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとし、この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととします。

第3 目標達成への具体的内容

三宅島の農業は昭和30年を境にして、食料増産時代における島内需給用の野菜類から島外出荷の換金作物を主体にした農業に移行してきました。これはレタス、セロリなどの野菜類から始まり、中でもキヌサヤエンドウが島内に普及して主要な換金作物となって野菜類生産額の大半を占めてきましたが、近年では施設を利用したレザーファンやドラセナなどの切り葉類やアシタバを中心にした農業体系となっていました。

しかし、平成12年6月から始まった一連の火山活動に伴う降灰や泥流及び火山性ガス、さらには長期にわたる放置状態等によって、農地を含めた農業生産基盤は壊滅的な打撃を受けており、帰島後における三宅島農業の再開は「ゼロ」からのスタートを余儀なくされましたが、平成17～18年度に実施した農地や農道等の基盤施設を災害復旧事業によって復旧し営農可能な状況にしました。

それを踏まえて、本計画では「農業生産において中核的な役割を担っていく農家の育成、確保に重点をおいた施策」を基本的な考え方として展開していくこととします。

また、目標とする被災前時点の農業生産額の達成に向けては、火山ガスの影響を考慮しなくてはならないので一概には言えませんが、肥培管理に精通したアシタバなどの従前作物の生産を基本としながら、関係機関による指導、普及推進体制を確立し、農家との連携によって施設栽培による火山ガスに強い切り花等の新たな営農類型の導入による高収益性経営の定着に向けて積極的に取り組んでいきます。

- 1 農業生産の基盤となる集団的農地・農業施設の整備を行い、島特有の農産物を新たな島の産業おこしとして位置づけていきます。
 - (1) 農地の流動化を図るために農地銀行活動を行います。
 - (2) 点在した農地を集団的に整備するとともに、農道、かんがい排水、ハウス団地等を整備し、生産性の高い優良な農地として保全活用します。
 - (3) 島内産農産物を民宿や商店等に食材供給し、来島者にPRするとともに、特産品の開発をおこない、島産業をおこします。
 - (4) 高齢化社会に対応した新たな雇用創出と、安定的な農業生産力の確保及び新規就農者の研修の場として「三宅島農場」の運営を行っていきます。
- 2 高収益の自立経営農家像を明らかにし、農業者の営農意欲や栽培技術を高め農業を魅力ある産業と位置づけます。
 - (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を推進し、農業所得や労働時間の目標を達成するための支援並びに、農業施策の集約化を図ります。
 - (2) 自立経営農家像を明らかにするため、農業経営改善計画に基づき経営管理指導体制の充実や、普及体制及び研修制度の確立の強化を図ります。
 - (3) 地域リーダーを中心とした営農グループの育成のための支援体制を確立します。

- (4) 農業新規参入者及び三宅島に適した新品種の導入等の相談窓口を設けます。
- 3 三宅村が一丸となった出荷体制を整備し、海上輸送の不利の克服及び将来のジェット化に向けた作目体系を検討し、計画的な生産出荷、販路開拓を進めます。
- (1) 市場の大型化や流通システムの発達により、高鮮度の農産物が出荷可能になっている状況に対応するため、冷蔵庫や保冷コンテナなどの流通施設を整備します。
- (2) 従来の青果市場だけではなく、大手の流通グループとも提携し、農産物の安定的な出荷を行うとともにより良い品質を確保するために共選共販体制を促進強化します。
- (3) 市場の動向に即した品目別生産出荷計画、需要動向を把握するための情報網を整備します。
- (4) 将来のジェット機就航を念頭においたフライト農業の育成として適地適作品目の研究を図ります。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

三宅村は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に基づき農業経営基盤強化促進基本方針の第四「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向性に即しつつ三宅島農業の地域特性、即ち高付加価値による自立した農業と観光業や水産業と連携した農業、そして生鮮野菜の島内自給を満たす農業により、農業を基幹的な産業として村民全員が協力することを前提に以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組んでいきます。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、村内全域で実施するものといたします。

特に地場特産品の生産圃場及び施設園芸のための施設用地については、圃場の集合化を図り効率的な生産基盤条件の形成を行うため、利用権設定等促進事業を重点的に実施していきます。

このため、農家の主体的な取組みによって利用権設定を推進し、耕作放棄地の解消に努め、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めていかななくてはなりません。

第3章 農業経営基盤強化促進事業に関する基本方針

第1 利用権設定等促進事業に関する事項

1 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後について備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

- ① 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（オ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借用地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

② 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の①の（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

(3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、又は農地利用集積円滑化団体若しくは農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

(4) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

① 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

② 三宅村長への確約書の提出や三宅村長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

(5) 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、(1)の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

(6) (1)から(4)に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- (7) 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、(3)に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。
- 2 利用権の設定等の内容
- 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。
- 3 開発を伴う場合の措置
- (1) 三宅村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地利用集積円滑化団体を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- (2) 三宅村は、(1)の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- (ア) 当該開発事業の実施が確実であること。
- (イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。
- (ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。
- 4 農用地利用集積計画の策定期間
- (1) 三宅村は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- (2) 三宅村は、5の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- (3) 三宅村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。
- 5 要請及び申し出
- (1) 三宅村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、三宅村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- (2) 三宅村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- (3) 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農

業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- (4) 三宅村の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- (5) (2)から(4)に定める申出を行う場合において、4の(3)の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

6 農用地利用集積計画の作成

- (1) 三宅村は、5の(1)の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- (2) 三宅村は、5の(2)から(4)の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- (3) (1)、(2)に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、三宅村は農地利用集積計画を定めることができる。
- (4) 三宅村は、農地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（1に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

7 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、(6)の③に掲げる事項については、1の(4)に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- (1) 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- (2) (1)に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（1の(4)に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- (3) (1)に規定する者に(2)に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- (4) (1)に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- (5) (1)に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- (6) (1)に規定する者が1の(4)に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ① その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

② その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

③ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

(7) (1)に規定する者の農業経営の状況

8 同意

三宅村は、農地利用集積計画の案を作成したときは、7の(2)に規定する土地ごとに7の(1)に規定する者並びに該当土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

9 公告

三宅村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は5の(1)の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち7の(1)から(5)までに掲げる事項を三宅村の掲示板への掲示により公告する。

10 公告の効果

三宅村が9の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

11 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

12 農業委員会への報告

三宅村は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則16条の2）があった場合、その写し三宅村農業委員会に提出するものとする。

13 紛争の処理

三宅村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

14 農用地利用集積計画の取消し等

① 三宅村の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における

農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 三宅村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 三宅村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分をA町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 三宅村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

第2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

1 三宅村は、三宅村の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

2 三宅村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。

第3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

1 農用地利用改善事業の実施の促進

三宅村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

2 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、三宅村全域とするものとする。

3 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、2に規定する三宅村内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

4 農用地利用規程の内容

(1) 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

- (ア) 農用地利用改善事業の実施区域
 - (イ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - (ウ) 農作業の効率化に関する事項
 - (エ) 認定農業者への利用権の設定等の促進その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 農用地利用規定においては、原則として(1)に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

5 農用地利用規程の認定

- (1) 三宅村の地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を三宅村に提出して、農用地利用規程について三宅村の認定を受けることができる。
- (2) 三宅村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (ウ) 4の(1)の(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- (3) 三宅村は、(2)の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を三宅村の掲示板への提示により公告する。
- (4) (1)から(3)の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

6 特定農業法人を定める農用地利用規定の認定

- (1) 5の(1)に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- (2) (1)の規定により定める農用地利用規程においては、4の(1)に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- (ア) 特定農業法人の名称及び住所
 - (イ) 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標
 - (ウ) 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- (3) 三宅村は、(2)に規定する事項が定められている農用地利用規程について、5の(1)の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が5の(2)に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、5の(1)の認定をする。
- (ア) (2)のイに掲げる目標が2に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- (4) 6の(2)の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業

者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

7 農用地利用改善団体の勧奨等

- (1) 5の(2)の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- (2) (1)の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- (3) 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

8 農用地利用改善事業の指導、援助

- (1) 三宅村は、農用地利用改善団体（5の(1)の村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体という。）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- (2) 三宅村は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

第4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

1 農作業の受委託の促進

三宅村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- (ア) 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- (イ) 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- (ウ) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- (エ) 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- (オ) 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- (カ) 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

2 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じ

て、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあつせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

三宅村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

東京都島しょ農林水産総合センター三宅事業所や JA 東京島しょなどと連携しながら、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（農地や農業研修に関する情報等）の提供を行なう。また、村内の農家等と連携して、農業研修の受入れを行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 新規就農者に対する支援策の積極的活用

三宅村における青年就農支援策としては、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金（経営開始型）、青年等就農資金（無利子融資）を効果的に活用しながら、経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

地域農業の担い手として新規就農者を育成する体制を強化するため、三宅村農業委員会において営農等に関する相談・助言等行う他、村内の新規就農者同士の交流及び認定農業者との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

東京都島しょ農林水産総合センターによる農業技術、経営指導、青年農業者等育成センターからの交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター及び東京都農業会議、また、農地の確保については東京都農業会議及び三宅村農業委員会、技術や経営ノウハウについての習得や就農後の営農指導等フォローアップについては、東京都島しょ農林水産総合センター三宅事業所、JA 東京島しょと連携して行うなど、各組織が役割を分担しながら取組を進める。

第6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

1 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

三宅村は、1 から 5 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

(ア) 三宅村は、経営構造対策事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、村の農業が将来にわたり継続的・安定的に行われるような農業構造に変革していくため、地域合意に基づき生産基盤や流通、加工等の施設を総合的に整備して、地域の担い手となる経営体の確保・育成を図る。

(イ) 三宅村は、地域農政特別対策事業により地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

(ウ) 三宅村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

2 推進体制等

(1) 事業推進体制等

三宅村は、三宅村の職員、農業委員会、東京都、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体の役職員等の代表者をもって構成する「三宅村地域担い手育成総合支援協議会」において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。三宅村経営・生産対策推進会議は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

(2) 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、三宅村は、このような協力の推進に配慮する。

第4章 農地利用集積円滑化事業

第1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

三宅村における経営農地は、比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

第2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

1 原則として、三宅村における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、三宅村全域とする。

ただし、農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

2 なお、三宅村を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

第3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

(1) 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ① 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)
- ② その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

(2) 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ① 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- ② 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ③ 農用地等の管理に関する事項
- ④ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

(3) 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

(4) 事業実施地域に関する事項

(5) 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

(6) その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

2 農地利用集積円滑化事業規程の承認

(1) 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、三宅村に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、三宅村から承認を得るものとする。

(2) 三宅村は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、(1)の承認をするものとする。

- ① 基本構想に適合するものであること。
- ② 事業実施地域の全部又は一部が、既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより、当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ③ 認定農業者が、当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- ④ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに都道府県農業会議、三宅村農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合にお

ける農業用施設は、規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- (3) 三宅村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について(1)の承認をしようとするときは、予め、農業委員会の決定を経るものとする。
- (4) 三宅村は、(1)の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- (5) (1)から(4)までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- (6) (1)、(3)及び(4)の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

3 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- (1) 三宅村は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- (2) 三宅村は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- (3) 三宅村は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、2の(1)の規定による承認を取消することができる。
 - ① 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合、若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第 2 号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - ② 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ③ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- (4) 三宅村は、(3)の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。

4 三宅村が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- (1) 三宅村は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、第 2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- (2) 三宅村が(1)の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、三宅村長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を 2 週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- (3) ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、2の(2)に掲げる要件に該当するものとする。
- (4) 三宅村長は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- (5) 三宅村長は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- (6) (4)及び(5)の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

5 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することができる者を優先する。

6 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- (1) 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点か

ら、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

- (2) 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- (3) 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ① 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - ② 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ③ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- (4) 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- (5) 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

7 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- (1) 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
- (2) 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

8 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- (2) 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- (3) 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、普及指導センター、東京都農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

9 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、地域農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第5章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別紙1（第3章の第1の1(6)関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は、生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事項（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第3章の第1の2関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効力を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料、情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3まで</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき三宅村が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	<p>の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならぬものとする。</p>		
--	--	--	--

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算出する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の②の3と同じ。</p>	1の③に同じ。	1の④に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1の③に同じ。この場合において1の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	1の④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算出される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う者とする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>